

障企発第 0613001 号

平成17年6月13日

各都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部企画課長



特別障害給付金制度の周知について（依頼）

国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、障害基礎年金等を受給していない障害者に対する福祉的な措置として、平成17年4月1日より特別障害給付金制度が施行されました。

当制度は、市区町村が申請窓口となり、国（社会保険庁）が対象者の認定及び給付金の支給を行うものですが、給付金の支給は請求日が属する月の翌月分からであることから、対象者からの早期の請求手続きを促す必要があります。

これまで、昨年12月に「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）」が成立して以来、各都道府県及び市区町村にご協力をいただき、広報紙への掲載や、窓口でのチラシ配布等による周知を行ってきたところです。

先般、平成17年4月25日付けの事務連絡にて、都道府県及び市区町村のご協力を得て、特別障害給付金制度の施行状況を調査させていただいたところ、障害者団体、事業者、民生委員等を通じたきめ細やかな周知は、まだ十分に行われていない状況にあり、また、市区町村における窓口の設定や職員への周知についても完全には実施されていません。

つきましては、下記の事項について特にご留意のうえ、別添の周知用案文をご活用いただき、障害者の方々に対する各種お知らせの配布や行事の実施等、障害保健福

祉施策を実施していく際のあらゆる機会を捉え、特別障害給付金制度の更なる周知にご協力をいただくとともに、福祉関係施設や事業者、医療関係者、民生委員等、日頃障害者と接する機会が多い方々を通じた周知を図っていただくようお願いします。さらに管内の市区町村（指定都市及び中核市を含む。）や障害者団体への協力依頼についてもお取り計らいいただきますようお願い致します。

記

1. 対象者

(1) 国民年金制度に任意加入対象とされていた

①昭和61年3月以前の被用者年金制度に加入していた方の配偶者等

②平成3年3月以前の学生

であって、任意加入されていなかった期間中に初診日がある傷病により、現在、障害の状態となっており、かつ障害年金を受給していない方について、当制度の対象者に該当しないかどうか確認していただきたいこと。

(2) なお、特別障害給付金制度の対象となるには、現在、障害基礎年金の1級又は2級に相当する障害状態であることが条件となるが、各種障害者手帳の等級とは異なること。

2. 請求手続

(1) 給付金は請求日が属する月の翌月分から支給されることから、早期に市区町村窓口へ請求を行っていただきたいこと。

(2) 診断書等の添付書類が整わない場合でも請求書の受付を行っており、必要な添付書類は後日提出していただいていること。

(3) 初診日を証明する書類について、医療機関の証明が得られない場合等は、複数の第三者の証明により事実確認を行う取扱いとしていること。

(周知用案文例)

特別障害給付金制度が始まりました

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等の受給権を有していない障害者の方に対して、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として「特別障害給付金制度」が創設され、平成17年4月1日から施行されました。

1. 支給の対象となる方

国民年金の任意加入対象とされていた方で

(1) 昭和61年3月以前に被用者年金制度等に加入（又は受給等）をされていた方の配偶者

(2) 平成3年3月以前の学生

であって、当時、任意加入していなかった期間内に障害の原因となった傷病の初診日があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある方が対象となります。

なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象とはなりません。

2. ご注意いただきたいこと

請求書の受付は、平成17年4月1日から住所地の市区役所・町村役場で受付を開始しています。この給付金の支給は、請求書を受付した月の翌月分からとなりますので、給付金を請求する方は、できる限り早めに請求書を提出してください。

このため、必要な書類等が全て揃わない場合であっても、請求書の受付を行っています。まずはなるべく早く受付を行ってください。（不足している必要書類等については、後日提出をお願いすることとなります。）

3. 支給額（平成17年度）

障害基礎年金1級相当に該当する方：月額5万円（2級の1.25倍）

〃 2級相当に該当する方：月額4万円

※障害者手帳の等級とは異なります。

- ご本人の所得が一定の額以上であるときは、支給が全額又は半額に制限される場合があります。
- 老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合には、その受給額分を差し引いた額を支給いたします。（その受給額が特別障害給付金の額を上回る場合は、特別障害給付金は支給されません。）
- 経過的福祉手当を受給されている方が特別障害給付金の支給を受けた場合は、経過的福祉手当の支給は停止となります。